

平成19年特定独立行政法人の常勤職員数に関する報告

独立行政法人通則法第60条第2項の規定に基づき、平成19年1月1日現在における同法第2条第2項に規定する特定独立行政法人の常勤職員数について、以下のとおり報告します。

(単位：人)

特定独立行政法人の名称	常勤職員数	備 考
国立公文書館	42	
統計センター	910	うち休職者8、育児休業者22
造幣局	1,115	うち休職者2、専従職員2
国立印刷局	5,081	うち休職者5、専従職員12、育児休業者20
国立病院機構	48,346	うち休職者111、停職者1、専従職員7、育児休業者1,068
農林水産消費技術センター	474	うち休職者1、育児休業者2
肥飼料検査所	148	うち育児休業者3
農薬検査所	72	うち休職者1、育児休業者1
製品評価技術基盤機構	416	うち休職者6、育児休業者6
自動車検査独立行政法人	860	うち休職者1
駐留軍等労働者労務管理機構	374	うち休職者2、育児休業者4
合 計	57,838	うち休職者137、停職者1、専従職員21、育児休業者1,126

(注) この報告における常勤職員とは、常時勤務に服することを要する職員をいい、備考欄に掲げる休職者（国家公務員法第79条の規定による休職の処分を受けた者をいう。）、停職者（国家公務員法第82条の規定による停職の処分を受けた者をいう。）、専従職員（特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第7条第5項の規定により休職者とされた者をいう。）、派遣職員（国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律第2条第1項の規定により派遣された者をいう。）及び育児休業者（国家公務員の育児休業等に関する法律第3条第1項の規定により育児休業をしている者をいう。）を含む（独立行政法人通則法第60条第1項、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第4条）。